（会社法の一部改正に伴う経過措置）

**第百五十五条**　前条の規定による改正後の会社法第二百九十一条及び第六百九十九条の規定の適用については、旧非訟事件手続法第百四十二条に規定する公示催告手続（第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）を新非訟事件手続法第百条に規定する公示催告手続と、旧非訟事件手続法第百四十八条第一項に規定する除権決定（第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）を新非訟事件手続法第百六条第一項に規定する除権決定と、それぞれみなす。

（旧郵政民営化法の一部改正）

**第百五十六条**　郵政改革法（平成二十三年法律第　　号）第五十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第一条の規定による廃止前の郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第五項中「第八百七十条（第一号に係る部分に限る。）」を「第八百七十条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二」に、「第四号に係る部分に限る。）」を「第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二」に改める。

（旧郵政民営化法の一部改正に伴う調整規定）

**第百五十七条**　この法律の施行の日が郵政改革法附則第二号に掲げる規定の施行の日前となる場合には、前条の見出し中「旧郵政民営化法」とあるのは「郵政民営化法」と、同条中「郵政改革法（平成二十三年法律第　　号）第五十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第一条の規定による廃止前の郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）」とあるのは「郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）」とする。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の一部改正）

**第百五十八条**　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二百八十九条に次のただし書を加える。

ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして申立てを却下する裁判をするときは、この限りでない。

第二百九十一条中「者は」を「者に限り」に改める。

第二百九十四条中「非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第十五条」を「非訟事件手続法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第五十一号）第四十条及び第五十七条第二項第二号」に改める。

第二百九十六条第四項中「法務大臣は」を「第二百九十一条第二号に定める者のほか、法務大臣も」に改める。

第二百九十七条第一項中「非訟事件手続法第二十六条本文」を「非訟事件の手続」に改める。

（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正）

**第百五十九条**　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の二第一項第十号中「非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百二十二条第一項」を「外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律（明治三十一年法律第十四号）第八条」に、「非訟事件手続法第百二十二条第一項」を「外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第八条」に改める。

（信託法の一部改正）

**第百六十条**　信託法（平成十八年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「受託者は」を「受託者に限り」に改める。

第四十六条第七項中「検査役は」を「検査役に限り」に改める。

第五十八条第七項中「受益者は」を「受益者に限り」に改める。

第六十二条第六項中「受託者は」を「受託者に限り」に改める。

第六十三条第四項中「利害関係人は」を「利害関係人に限り」に改める。

第七十一条第三項中「信託財産管理者は」を「信託財産管理者に限り」に改める。

第九十八条中「受益権に質権を設定した者」を「受益権の質権者」に改める。

第百四条第五項中「者は」を「者に限り」に改める。

第百八条第四号中「前各号」を「前三号」に改める。

第百二十三条第七項及び第百二十七条第九項中「信託管理人は」を「信託管理人に限り」に改める。

第百三十一条第七項中「信託監督人は」を「信託監督人に限り」に改める。

第百五十条第三項に次のただし書を加える。

ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして申立てを却下する裁判をするときは、この限りでない。

第百五十条第五項中「受益者は」を「受益者に限り」に改める。

第百六十五条第二項に次のただし書を加える。

ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして申立てを却下する裁判をするときは、この限りでない。

第百六十五条第四項中「受益者は」を「受益者に限り」に改める。

第百六十六条第二項に次のただし書を加える。

ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして申立てを却下する裁判をするときは、この限りでない。

第百六十六条第四項中「受益者は」を「受益者に限り」に改める。

第百六十八条第四項中「法務大臣は」を「第百六十六条第四項に規定する者のほか、法務大臣も」に改める。

第百六十九条第三項中「利害関係人は」を「利害関係人に限り」に改める。

第百七十一条第一項中「非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第二十六条本文」を「非訟事件の手続」に改める。

第百七十三条第六項中「新受託者は」を「新受託者に限り」に改める。

第二百十一条第一項中「非訟事件手続法第四十二条」を「非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第百条」に改め、同条第二項中「第百四十八条第一項」を「第百六条第一項」に改め、同条第三項中「第百五十六条」を「第百十四条」に改める。

第二百六十三条中「第十五条」を「第四十条及び第五十七条第二項第二号」に改める。

（信託法の一部改正に伴う経過措置）

**第百六十一条**　前条の規定による改正後の信託法第二百十一条の規定の適用については、旧非訟事件手続法第百四十二条に規定する公示催告手続（第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）を新非訟事件手続法第百条に規定する公示催告手続と、旧非訟事件手続法第百四十八条第一項に規定する除権決定（第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）を新非訟事件手続法第百六条第一項に規定する除権決定と、旧非訟事件手続法第百五十六条に規定する公示催告の申立てを新非訟事件手続法第百十四条に規定する公示催告の申立てと、それぞれみなす。

（株式会社商工組合中央金庫法の一部改正）

**第百六十二条**　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第七項中「第八百七十条（第六号に係る部分に限る。）」を「第八百七十条第二項（第三号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二」に、「第四号に係る部分に限る。）」を「第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二」に改める。

附則第十七条中「第八百七十条（第二号及び第七号」を「第八百七十条第一項（第一号及び第四号」に改める。